

熊本県有明海区漁業調整委員会

第 5 1 1 回議事録

令和 4 年（2 0 2 2 年） 5 月 2 7 日開催

第511回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和4年（2022年）5月27日（金） 午後2時から

開催場所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

出席者

（出席委員）橋本孝 吉本勢治 木山 義人 浜口多美雄 藤森隆美
西川幸一 平山泉 八塚夏樹 佐小田眞智子

（欠席委員） 小森田智大

（水産振興課）課長 森野 晃司 課長補佐 鮫島守 主幹 木村武志

（事務局）事務局長 宮本政秀 主幹 岡田丘 参事 篠崎貴史

参事 郡司掛博昭 技師 直江留美

議 事

（1）議題

議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第2号議案

令和4管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について（諮問）

第3号議案

うなぎの採捕制限について（指示）

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第511回熊本有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

議事に入ります前に、令和4年4月1日付けで水産振興課職員及び事務局員の異動がありましたので、この場にて紹介させていただきます。

前堀田課長が、水産研究センター所長として転出し、森野が水産振

興課長に着任しております。

森野課長、一言ご挨拶をお願いします。

水産振興課長

今年4月から水産振興課の課長を務めます森野と申します。どうぞよろしくお願いします。

委員の皆様方には、日頃からですね、本県の水産業の振興、それからの漁業調整の方にご尽力いただきまして、感謝状申し上げます。

本県、特に熊本有明海区については、干潟域それから浅海域の多様な漁業種類があり、魚種も多様であるという中で、漁業調整、それから振興策が重要なものでして、本委員会の役割は大変重要なものと考えております。

特に今年から来年にかけて、次期漁業権の切替という業務もございますし、この審議につきましても、当委員会の方でもご審議いただければと思っております。

日頃から御尽力いただく中で、私達も一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございました。

次に、委員会事務局を併任する職員についてです。

事務局員でした大塚、東海林が転出し、岡田、直江が新たに事務局員として着任しております。今後とも宜しくお願いいたします。

以上で紹介を終わります。

次に、資料の確認をさせていただきます。

「第511回熊本有明海区漁業調整委員会次第」という資料と「漁業関係法令集」という冊子を各1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

それでは、橋本会長をお願いします。

議長

はい、皆さんこんにちは。

職員の皆さんも大分異動がありましたが、宜しくをお願いいたします。

それでは、ただ今から第511回熊本有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定めら

れております議事録署名につきまして、本日は浜口委員と平山委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

まず、議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。制限措置とは、漁業種類、漁業時期、操業区域などを総称した用語です。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する漁業種類などの制限措置の内容と申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されていますので、今回、新たに漁業を営みたいと要望のあった7つの漁業についてと、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいという要望がありました囲い刺し網漁業といかかご漁業について併せて諮問させていただきます。

今回諮問させていただく制限措置の内容について具体的に説明いたします。資料4ページから18ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、スライドを用いて説明させていただきます。スライドと同じ資料を法令集に添付しておりますので、適宜ご覧ください。なお、右下に番号があるかと思いますが、スライド番号になります。

まず、スライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった漁業、以下新規の許可と言いますが、新規の許可及び許可の有効期間満了に伴い継続して許可漁業を営みたいと要望があった漁業は、こちらに記載している漁業になります。

新規の許可の制限措置から順にご説明します。最初に大目流し網漁業です。スライドは、3番と4番です。大目流し網漁業では、図のよ

うな漁具を、潮流を横切るように設置し、潮流によって漁具を流して、さわら、まながつお、たい等を漁獲します。周年操業が可能ですが、6月から8月が盛期、主な時期となっています。主な漁場は、有明海の中部と不知火海の中南部です。操業区域は有共9号及び同第21号共同漁業権漁場内、区域は参考図の水色に着色した海域になります。許可予定の隻数は、1隻、その他の内容は資料4ページに記載のとおりとなっています。大目流し網漁業については、以上です。

次に、中目流し網漁業です。スライドは、5番と6番です。中目流し網漁業では、図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、潮流によって漁具を流して、あじ、このしろ、たちうお等を漁獲します。漁業時期や盛期、主な時期は、地域や魚種によって異なりますが、有明海、不知火海で広く操業されています。今回、操業区域や漁業を営む者の資格が異なる6種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、参考図に着色している海域をそれぞれ組み合わせたものになります。組み合わせにつきましては、資料5、6ページでご確認ください。許可を予定している隻数は合計10隻、その他の内容については、資料に記載のとおりとなっています。中目流し網漁業については、以上です。

次に、えび流し網漁業です。スライドは、7番と8番です。えび流し網漁業では、図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、くるまえびやしばえび等を漁獲します。周年操業が可能ですが、くるまえびは主に4月から10月、しばえびは主に12～2月に漁獲されています。有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は熊本有明海、参考図の水色で着色した海域になります。許可予定の隻数は1隻、その他の内容は資料7ページに記載のとおりとなっています。えび流し網漁業については、以上です。

次に、げんしき網漁業についてです。スライドは、9番と10番です。げんしき網漁業においても、えび流し網漁業と同様、えび類を漁獲します。えび流し網では、網地にえびが絡まることでえびを漁獲しますが、げんしき網漁業では、漁具が海底に接する部分が折り返されて袋状になっており、その袋の中に入ったえび類を漁獲します。周年操業は可能となっていますが、盛期、主な時期は4～8月となっています。操業区域は、熊本有明海、参考図の水色で着色した海域になります。許可予定の隻数は1隻、その他の内容は資料8ページに記載のとおりとなっています。げんしき網漁業については、以上です。

次に、くちぞこ刺し網漁業についてです。スライドは、11番と1

2番です。くちぞこ刺し網漁業では、図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。地域によって漁業時期は異なりますが、盛期、主な時期はあかしたびらめが6月、くろしたびらめは2月となっています。有明海、不知火海で操業されています。今回、操業区域の異なる2種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、有共第10号共同漁業権漁場内と有共第15号及び同第21号共同漁業権漁場内であり、各1隻の許可を予定しています。その他の内容は資料9ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

次に、かに網漁業についてです。スライドは、13番と14番です。図のような漁具を海底に固定し、がざみやいしがにを漁獲します。漁期は、5月から11月までですが、盛期、主な時期は7～9月となっています。有明海、不知火海で操業されています。かに網漁業についても、操業区域の異なる2種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、有共第2号、同第3号及び同第21号共同漁業権漁場内、有共第9号及び同第21号共同漁業権漁場内です。参考図の着色した区域となっています。許可予定の隻数は8隻と1隻です。その他の内容は資料10、11ページに記載のとおりとなっていますが、熊本有明海においてくちぞこ刺し網漁業の許可を取得している者が、かに網漁業の許可を取得しようとする場合には、くちぞこ刺し網漁業の漁業時期を変更する規定がございますので、該当する申請がありましたら漁業時期を変更していただくこととしております。かに網漁業については、以上です。

新規の許可としては、最後になりますが、うなぎ柴漬け漁業についてです。スライドは、15番と16番です。木の枝等を束ねた柴を海底に設置しまして、狭いところを好むウナギの習性を利用して、うなぎを漁獲します。主に有明海の河川の河口域で営まれています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、有共第15号共同漁業権漁場内、許可予定の隻数は1隻、その他の内容は、資料12ページに記載のとおりとなっています。

次に、許可の有効期間満了に伴い、引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業についてです。

まず、囲い刺し網漁業です。スライドは、17番と18番です。囲い刺し網漁業では、魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、

ぶりを漁獲します。周年操業は可能となっていますが、主に10～4月頃に県内各地で操業されている漁業になります。今回、操業区域や漁業を営む者の資格の異なる15種類の制限措置の公示を予定しています。制限措置の操業区域は、資料13ページから15ページに記載のとおりとなっています。各共同漁業権漁場の位置につきましては、参考図を色分けしておりますので、ご確認ください。許可予定の隻数は、合計55隻、その他の内容は、資料に記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については、以上です。

次に、いかかご漁業についてです。スライドは、19番と20番です。図のようなかごを海底に設置しまして、こういか等を漁獲します。12月から6月まで操業可能ですが、有明海の盛期、主な時期は4～5月となっています。有明海、不知火海で営まれている漁業です。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、有共第8号共同漁業権漁場内と有共第21号共同漁業権漁場内の一部の区域です。参考図に大まかな区域を示しております。許可予定の隻数は3隻であり、その他の内容は、資料17、18ページに記載のとおりとなっています。いかかご漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライドは、21番になります。新規の許可、許可の有効期間満了に伴う許可共に令和4年（2022年）6月8日から令和4年（2022年）6月16日までとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なしの声

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

水産振興課

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、議題の第2号議案「令和4管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課です。

第2号議案「令和4管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料は22ページをご覧ください。まず、漁業法に基づく新たな資源管理の流れをご説明します。「新たな資源管理の流れ」という水産庁の資料を載せておりますが、こちらの図に従って説明させていただきます。まずは行政機関や研究機関、漁業者の方々による「資源調査」を行います。「資源調査」では漁獲情報の収集、調査船による調査を行います。次に、「資源調査」の情報をもとに、研究機関による「資源評価」を行います。「資源評価」では資源量や漁獲の強さを評価し、さらに次の「資源管理目標」の検討材料とします。「資源管理目標」は、現状の資源を維持、または回復させることができ、資源を維持した状態で漁獲量も最大になるような目標を設定します。そして「資源管理目標」をもとに、「管理措置」を実施します。「制限措置」とは、TAC・IQと書いてあり分かりづらいですが、国の漁獲量の上限値を定めることです。漁獲してよい上限値が定められますと、実際に漁業者による「操業」が行われ、操業データは次の「資源調査」に活用される、という流れで資源管理が行われております。

漁獲量の上限を定めたあとの流れを下の図で説明いたします。まず年間漁獲可能量、つまり日本全体で年間に漁獲してよい上限値を水産庁が定め、大臣管理漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量、国の留保枠に配分します。その後、熊本県に割り振られた都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分します。このような流れで漁獲量の上限が定められ、それを守ることでこれからも資源を枯渇させずに活用し続けることができるよう管理します。

次のページ(23)をご覧ください。令和2年の「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の漁獲可能量と漁獲実績をご紹介します。この資料に示しております数値は「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の場合の値ですので、他の魚種では別の数量が定められます。令和2年漁期では、年間漁獲可能量が22万トン、そのう

ち大臣管理漁獲可能量は9.4万トン、都道府県別漁獲可能量は約5万トンでした。都道府県別漁獲可能量に「+α」とありますが、熊本県のようにわずかな漁獲しかない、資源への影響が比較的小さい県には漁獲上限が数値で示されず「若干量」として+αの一部が配分されます。しかし管理が必要ないというわけではなく、むやみに漁獲量を増やすことがないような管理が求められ、漁獲量の報告義務も適応されます。県留保枠は「なし」となっておりますが、配分量が「若干量」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。そもそも数量の定めがありませんので、県留保枠に配分する数量も「なし」となっております。

令和2年漁期の漁獲実績は大臣管理区分で5.4万トン、都道府県で4.2万トン、合計約9万トンと年間漁獲可能量22万トンの内の4割程度でした。このときの熊本県の漁獲実績は223トンであり、日本全体の0.54%でした。

資料の21ページをご覧ください。令和4年7月1日から始まる令和4管理年度の「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分及び県留保枠への配分量を決める必要があります。熊本県の配分量は「現行水準」、意味としては数値の定めのない「若干量」となります。

都道府県別漁獲可能量は、過去3年の漁獲実績に基づき配分され、平均シェア率が大臣許可漁業も含めて全体の80%を構成する都道府県には数量による割り当てがあります。熊本県の過去3年の漁獲実績は全体の80%には含まれなかったため、数量ではなく「現行水準」という割り当てがされました。

以上の、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に関する令和4管理年度における知事管理区分配分する数量について、御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なしの声。

議長

それでは特に無いようですので、第2号議案「令和4管理年度にお

ける「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、議題の第3号議案「うなぎの採捕制限について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課資源栽培班です。私からは資料25ページ以降のウナギの採捕制限について、説明させていただきます。

今回、水産振興課から資料26ページのとおりニホンウナギの採捕禁止に係る委員会指示の依頼を行いました。

まず、依頼の内容説明の前に、ウナギの生態について、資料28ページ以降の水産庁が公表している「ウナギをめぐる状況と対策について」という資料を用いて簡単に説明します。

資料29ページをご覧ください。

ウナギは、河川や河口域で5年から15年程度生活した後、秋以降に「親ウナギ」として産卵のために海へ下ります。

その後、日本から約2千キロメートルも離れたマリアナ海溝で産卵をし、冬から春にかけて稚魚であるシラスウナギとして日本の河川に帰ってきます。

産卵場が特定されたのは平成23年と最近のことであり、依然としてウナギの生態に不明な点は多いですが、資源管理として現在把握しているシラスウナギや親ウナギを保護する取組みが各地で行われています。

次に、ウナギ資源の現状について、資料30ページにより説明します。

ウナギの稚魚であるシラスウナギは養殖用ウナギの種苗として各地で採捕されており、シラスウナギの採捕量はウナギ資源の指標の一つとなります。

このグラフは昭和37年から令和3年までのシラスウナギ採捕量の推移を示しています。このグラフを見ると、全国的に平成21年から不漁が続き、その後は多少の回復の兆しが見られたものの、依然として不

安定な状況が続いています。

本県のシラスウナギ採捕量も同様の状況であり、令和4年の採捕量見込みは過去10カ年平均の4割程度となる見込みです。

このような状況から、本県を含む全国各地で、産卵のために河川から海へ下る「親ウナギ」を保護する取組みが行われています。

資料31ページをご覧ください。この資料では、令和3年度時点の親ウナギの資源保護について、全国の取組みがまとめられています。

九州地区では、本県以外に宮崎県及び鹿児島県が秋ごろに海へ下る親ウナギの採捕禁止を実施しています。全国では、青森県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県などが実施しています。

御参考までに、資料32ページ以降に各県の親ウナギ採捕禁止を周知するポスターを掲載していますので、御参照ください。

この取組みにも関わらず、依然としてウナギ資源が不安定な状況から、本県でも引き続き親ウナギの保護を取り組む必要があります。

それでは、今回の委員会指示の依頼内容について、資料27ページにより説明します。

親ウナギの保護による資源状況の回復を図ることを目的とし、要請内容として

『（1）熊本県全域において、10月から翌年3月までの間、全長21cmを超えるニホンウナギの採捕を禁止すること。』

『（2）上記の指示期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とすること。』としております。

以上、今回、貴委員会に対しまして指示の発動をお願いする背景について、御説明させていただきました。

水産振興課からは簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

事務局

引き続き、事務局から委員会指示の案の内容について、説明させていただきます。資料の35ページをご覧ください。こちらが指示の案となります。読み上げさせていただきます。

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第〇〇号。

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、うなぎの採捕について次のとおり指示する。

令和4年（2022年）〇月〇日、これは公報掲載日となります。
熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝。

1 採捕を禁止する水産動物

全長21センチメートルを超えるうなぎ

2 禁止期間

10月1日から翌年3月31日まで

3 禁止区域

熊本県有明海区(福岡県と熊本県との境から熊本県宇城市三角町(不知火海側を除く。))に至る地先海面(有明海))

4 適用除外

熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第53条第1項の規定により、知事の許可を受けて採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

5 指示の期間

令和4年(2022年)〇月〇日から令和7年(2025年)3月31日まで

以上になります。

なお、この委員会指示案をご了承いただきましたら、委員会指示については、広く県民の方にも周知する必要がありますので、委員会指示の内容を県公報に登載するとともに、県ホームページや熊日釣りタイムに掲載し、周知する計画でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

何か質問はありますか。藤森委員。

藤森委員

これは、例年と同じ内容ですね。

事務局

はい。変更ございません。

藤森委員

わかりました。

議長

特にないようですので第3号議案については水産振興課の案のとおり委員会指示を発出することで、としてよろしいでしょうか。

委員

異議なしの声。

議長	はい、ありがとうございます。それでは第3号議案については案の通り委員会指示を発出することとします。 本日の予定された内容は以上ですが、事務局からの1件ご報告がありますのでお願いいたします。
事務局	事務局です。水産振興課から、熊本県アサリを守り育てる条例について、概要を報告したいという申し出がありました。 ただ今から資料をお配りしますので、しばらくお待ちください。
藤森委員	その前にちょっといいでしょうか。 第1号議案において、有共第21号において、漁業許可を出す際、角の緯度経度を出してもらえないでしょうか。 海の上は標識があるわけではなく、去年長崎県への越境があったので。
水産振興課	水産振興課です。きっちりとした形では示すことはできませんが、目安程度のものはお示しできるかと思います。
藤森委員	検討をお願いします。
議長	よろしいですか。 では、説明をお願いします。
水産振興課	熊本県産アサリを守り育てる条例の概要についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。座ってご説明させていただきます。 まず背景です。今年1月のテレビ報道や、2月の国の調査を受けまして、産地偽装が熊本ブランド全体への信頼を揺るがす事態に至ったことにあります。この危機的な状況に対応するため、三つの原則を掲げて、産地偽装根絶の取組みを進めています。 具体的には、産地偽装アサリの一掃、徹底的な調査取り締まり、純粋な県産材の流通戦略です。 具体的な施策として、条例の三つのポイントをご説明したいと思います。まず下の方にあります。 ポイント1、漁場の保全改善県産アサリの育成です。この中では、特別回復区域や、育成促進区域を指定して、集中的な施策を進めることで、アサリの資源回復育成に努めてまいります。 具体の取組みについては、今後内容を固めていき、進め方について

も検討してまいりたいと思っております。

次にポイント2、適正な流通販売です。熊本県産アサリ販売協力店の認証を進めてまいります。

そして、ポイント3、書面の備え付け等です。入荷記録等の備え付けと保存について、県、漁業者等の関係主体が連携し、的確に実践していくという位置づけとしております。

これらを進めることで、条例の目的である下の方になりますけれども、本県水産業の振興、海域の環境保全と漁場の有効活用、安全安心な県産アサリの消費者への提供を実現してまいりたいと思っております。

今後は、この条例につきまして、6月議会に提案いたしまして、全体の理念ポイント3の部分につきましては7月1日、ポイント1、2につきましては、9月の1日の施行を予定しております。説明は以上です。

議長

ただいま水産振興課から説明がありました。ご質問はございませんか。藤森委員。

藤森委員

昨日の新聞によると、これは全国的な問題であって熊本県だけの条例であれば、例えば福岡、鹿児島、宮崎などには適応されない。まずは熊本県でやって、水産庁に要望して全国的に適用出来るようにしてはいかかが。

議長

水産振興課から何か。

水産振興課

今回の産地偽装の報道は2月にありまして、この偽装の発端となった流通面での食品表示法に基づく長いところルールというのがあります。これがはっきりと養成期間が示されていなかったという点について国の方で厳格化されたという経緯がございます。そのような中で今後偽装に2度とならないような対応が必要ですので国の方にも要望しているところです。

議長

他にございませんか。木山委員。

木山委員

私の大浜漁協を含め3地区が産地偽装の温床だという報道がなされています。この蓄養場が温床という報道はいかかなものかと思えます。

直接輸入されて消費者まで渡っていた貝も 8 割方あるのではなかろうかと新聞等で言われています。そのような中でこの温床という言葉が県の中でどのような位置づけになっているのか、県が認めているのか、ただ新聞等が言っているだけなのかお尋ねしたい。

議長

水産振興課から説明を。

水産振興課

蓄養場が温床なのか、はっきりとどうなのかわからないところです。ただ蓄養場で偽装が行われたといった背景でございますので、県としても県産アサリをちゃんと適正に消費者に届ける取り組みを進めているところです。今回県産アサリを守り育てて適正な流通をしていこうという基本理念と、必要な支援の方法等について条例として提案しているところです。

議長

木山委員。

木山委員

2 月からの新聞等を見ているとずっと温床という言葉が出ている。組合では悪いイメージを抱かれているのではないかとということを非常に心配している。蓄養場がアサリ偽装の温床ということで特定できていれば私はあえて否定はしません。しかしこの蓄養場がすべてのアサリ偽装の温床ではないと思っています。ぜひ報道関係者にも私は言っていたきたいと考えております。

議長

水産振興課から。

水産振興課

今の委員の言われたことについて改めていろんな機会を捉えてお話を聞けたらと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長

他に何かございませんか。
「なし」の声あり。

議長

それではこれもちまして第 511 回熊本有明海区漁業調整委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。